

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	平成29年1月27日、午後2時54分頃、君津市北子安2丁目21番1、ガソリンスタンドで発生した車両損傷事故。 給油しようとした君津市所有の軽貨物車が、停車していた相手方所有の普通乗用車の右側後方に接触し、損害を与えたもの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、59,649円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	平成29年4月10日

平成29年6月1日提出

君津市長職務代理者

君津市副市長 石井清孝